

基金事業等に係る運営及び管理に関する基本的事項の公表について

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第4条第2項第1号に基づく公表)

(厚生労働省所管)

基金の名称	福島県緊急雇用創出基金	
基金設置法人名	福島県	
基金の額	①設置時の額(平成21年3月31日造成)	3,520,000千円
	②積み増し額の計	33,649,300千円
	内訳	
	(平成21年7月31日、緊急雇用事業分)	6,780,000千円
	(平成22年3月31日、重点分野雇用創造事業分)	4,310,000千円
	(平成23年2月3日、重点分野雇用創造事業分)	2,120,000千円
	(平成23年3月31日、重点分野雇用創造事業分)	2,040,000千円
(平成23年6月16日、震災等緊急雇用対応事業分)	13,870,000千円	
(平成25年3月29日、重点分野雇用創造事業分)	1,190,000千円	
(平成25年3月29日、起業支援型地域雇用創造事業)	1,920,000千円	
(平成26年3月31日、地域人づくり事業分)	1,419,300千円	
③終了時残高(見込)(平成29年9月30日)	0千円	
うち 国費 相当額	①設置時の国費相当額	(全額)
	②積み増し額の国費相当額	(全額)
	③終了時残高の国費相当額	0千円
基金事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急雇用事業 失業者に対する短期の雇用・就業機会の創出・提供する事業であって、介護・福祉、子育て、医療、産業振興、情報通信、観光、環境、農林漁業、治安・防災、教育・分野に係るもの。 ・ 重点分野雇用創出事業 失業者に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供し、又は短期の雇用期間を提供した上で、地域のニーズに応じた人材育成を行う事業のうち、重点分野(介護、医療、農林水産、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用及びこれらの成長分野を支える基盤としての教育・研究の分野並びに県が追加で設定する4分野(子育て・福祉、地域産業振興、情報通信、教育・文化)に係るもの。 ・ 地域人材育成事業 失業者に対する短期の雇用機会を提供した上で、地域のニーズに応じた人材育成を行う事業 ・ 起業支援型地域雇用創造事業 失業者に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供し、又は短期の雇用機会を提供した上で、地域のニーズに応じた人材育成を行う事業であって、地域に根ざした事業の起業等に資する事業を実施することにより、失業者の雇用の継続が期待される事業。 ・ 地域人づくり事業 失業者に対する地域のニーズに応じた人材育成及び就業支援又は短期の雇用機会を提供した上で、地域のニーズに応じた人材育成及び就業支援並びに在職者の賃金引き上げ等の処遇改善を目的として、事業者が行う販路拡大等の取組み支援のために、民間企業等に対する委託により行う事業。 <p>※ 震災等緊急雇用対応事業については、原子力災害等復興基金(緊急雇用勘定)に一括表示している。</p>	

基金事業を 終了する時 期	事業名	緊急雇用事業	重点分野雇用 創出事業	地域人材 育成事業	起業支援型地 域雇用創造事 業	地域人づくり 事業
	新規採択の終 了(予定)時期	平成 23 年 3 月	平成 25 年 12 月	平成 23 年 3 月	平成 26 年 1 月	平成 27 年 3 月
	採択事業の最 終的な終了 (予定)時期	平成 24 年 3 月	平成 26 年 3 月	平成 24 年 3 月	平成 27 年 3 月	平成 28 年 3 月
	精算等を経た上 での基金の解散 (予定)時期	平成 27 年 3 月	平成 27 年 3 月	平成 27 年 3 月	平成 28 年 3 月	平成 29 年 3 月

基金事業の目標		指標\事業名	緊急雇用 事業	重点分野 雇用創出 事業	地域人材 育成事業	起業支援型 地域雇用創 造事業	地域人づ くり事業
27 年度	雇用計画数 (A) (人)	—	—	—	—	—	121
	実雇用者数 (B) (人)	—	—	—	—	—	99
	A/B (%)	—	—	—	—	—	81.8%
26 年度	雇用計画数 (A) (人)	—	—	—	—	365	433
	実雇用者数 (B) (人)	—	—	—	—	303	625
	A/B (%)	—	—	—	—	83.0%	144.3%
25 年度	雇用計画数 (A) (人)	—	—	600	—	336	—
	実雇用者数 (B) (人)	—	—	1,010	—	293	—
	B/A (%)	—	—	168.3%	—	87.2%	—
24 年度	雇用計画数 (A) (人)	—	—	0	—	—	—
	実雇用者数 (B) (人)	—	—	132	—	—	—
	B/A (%)	—	—	—	—	—	—
23 年度	雇用計画数 (A) (人)	2,784	—	1,404	369	—	—
	実雇用者数 (B) (人)	3,456	—	1,926	333	—	—
	B/A (%)	124.1%	—	137.2%	97.6%	—	—

	22 年度	雇用計画数 (A)	3,157	1,122	462	—	—
		(人)					
		実雇用者数 (B)	3,630	1,316	451	—	—
	(人)						
	B/A (%)	115.0%	117.3%	97.6%	—	—	
	21 年度	雇用計画数 (A)	3,576	—	—	—	—
		(人)					
		実雇用者数 (B)	4,700	—	—	—	—
	(人)						
B/A (%)	131.4%	—	—	—	—		
20 年度	雇用計画数 (A)	268	—	—	—	—	
	(人)						
	実雇用者数 (B)	485	—	—	—	—	
(人)							
B/A (%)	181.0%	—	—	—	—		

給付対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制

・緊急雇用事業及び重点分野雇用創出事業

- ① 商工労働部長が別に定める選定方針に則り、新たに企画した事業であること。
(既存事業の振替でないこと。)
- ② 重点分野に該当する事業であること(ただし、未就職卒業者を雇用対象とする事業である場合は、この限りでない。)
- ③ 建設・土木事業でないこと。
- ④ 離職した非正規労働者、中高年齢者、未就職卒業者等の失業者を新たに雇用した上で、当該労働者に対し、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業であること。
- ⑤ 事業実施主体は、新たに雇用した失業者に対し、職場での実務経験を積むOJTや職場外で講義等の研修を受講するOFF-JTなどの方法の組み合わせによる人材育成計画を策定し、これに基づき人材育成を行うものであること。
- ⑥ 委託事業に係る事業経費に占める新規雇用する失業者に向けられる人件費の割合が2分の1以上であること。
- ⑦ 新規雇用する失業者の人件費以外の事業費のうち、研修に係る費用の割合を5分の3以上とすることを基本とすること。

・地域人材育成事業

- ① 商工労働部長が別に定める選定方針に則り、新たに企画した事業であること。
(既存事業の振替でないこと。)
- ② 重点分野に該当する事業であること(ただし、未就職卒業者を雇用対象とする事業である場合は、この限りでない。)
- ③ 建設・土木事業でないこと。
- ④ 離職した非正規労働者、中高年齢者、未就職卒業者等の失業者を新たに雇用した上で、当該労働者に対し、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業であること。
- ⑤ 事業実施主体は、新たに雇用した失業者に対し、職場での実務経験を積むOJTや職場外で講義等の研修を受講するOFF-JTなどの方法の組み合わせによる人材育成計画を策定し、これに基づき人材育成を行うものであること。
- ⑥ 委託事業に係る事業経費に占める新規雇用する失業者に向けられる人件費の割合が2分の1以上であること。
- ⑦ 新規雇用する失業者の人件費以外の事業費のうち、研修に係る費用の割合を5分の3以上とすることを基本とすること。

	<p>・起業支援型地域雇用創造事業</p> <p>① 県が企画した新たな事業であること（既存事業（実質的にそのように判断されるものを含む。）の振替でないこと。）</p> <p>② 建設・土木事業でないこと。</p> <p>③ 地域の産業・雇用振興策に沿って、地域に根ざした事業の起業等に資する事業を委託することにより、失業者の雇用の継続が期待される事業としてふさわしい事業であること。</p> <p>④ 起業後10年以内の民間企業等であって、本社が起業時から本県内に所在する企業に委託して実施するものであること。</p> <p>⑤ 委託先の選定に当たり、有識者の意見を聴取した事業であること。</p> <p>⑥ 委託事業に係る事業経費に占める新規雇用する失業者に向けられる人件費の割合が2分の1以上であること（真にやむを得ないと認められる事情がある場合を除く）。</p> <p>・地域人づくり事業</p> <p>① 県が企画した新たな事業であること（既存事業（実質的にそのように判断されるものも含む）の振替でないこと。）</p> <p>② 建設・土木事業でないこと。</p> <p>③ 以下のアまたはイの事業を実施すること。</p> <p>ア 未就職卒業者や結婚・出産による離職から再就職を希望する女性求職者等の失業者に対して、当該失業者を雇用した上で、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業（失業者の雇用を伴わずに実施するものを含む。）（以下「雇用拡大プロセス」という。）</p> <p>イ 非正規労働者の正社員化や販路拡大等の事業者の取り組みを支援することにより、在職者の賃金引上げ等の処遇改善を図る事業（以下「処遇改善プロセス」という。）</p> <p>④ 雇用拡大プロセス（人材育成を行う事業を実施するものに限る。）に取り組む民間企業等は、失業者に対し、職場での実務経験を積むOJTや職場外で講義等の研修を受講するOFF-JTなどの方法の組み合わせによる「人材育成・就業支援計画」を策定し、これに基づき人材育成及び就職支援を行うものであること。</p> <p>⑤ 処遇改善プロセスに取り組む民間企業等は、事業の実施にあたり、賃金の上昇、新入社員の定着率の向上又は正社員転換を行う人数等に係る定量的な目標や実施する対策等について「処遇改善計画」を策定し、これに基づき賃金引上げ等の処遇改善を行うものであること。</p>
その他の事項	